

同時発表

文部科学省、農林水産省、近畿
地方整備局、九州地方整備局、
高野町、基山町

平成31年1月22日
都市局公園緑地・景観課

和歌山県高野町・佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を認定 ～田中政務官より各町長に認定証を直接交付します～

歴史まちづくり法第5条に基づき、高野町、基山町の歴史的風致維持向上計画について、1月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各町長に対して直接交付します。

今回の認定により、当該計画の認定都市数は、72市町となります。（詳細は別紙参照）



【高野町】宗祖降誕会（青葉まつり）



【基山町】大興善寺つつじまつり

【認定式】

- 日時 平成31年1月24日（木）14：00～
- 場所 田中国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

* 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各町長へのぶら下がり取材が可能です。

* 取材をご希望の方は、13：45までに4階エレベーターホールにお集まりください。

* 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化資源活用課 田中、樋口
TEL：03(5253)4111(内線 2860, 2738) 03(6734)4760(直通)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清藤
TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004(直通)

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 3 1 年 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等70市町の計画を認定しています。

このたび、和歌山県高野町、佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を1月24日に認定し、認定都市数は72市町となります。なお、今回認定を受ける各町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

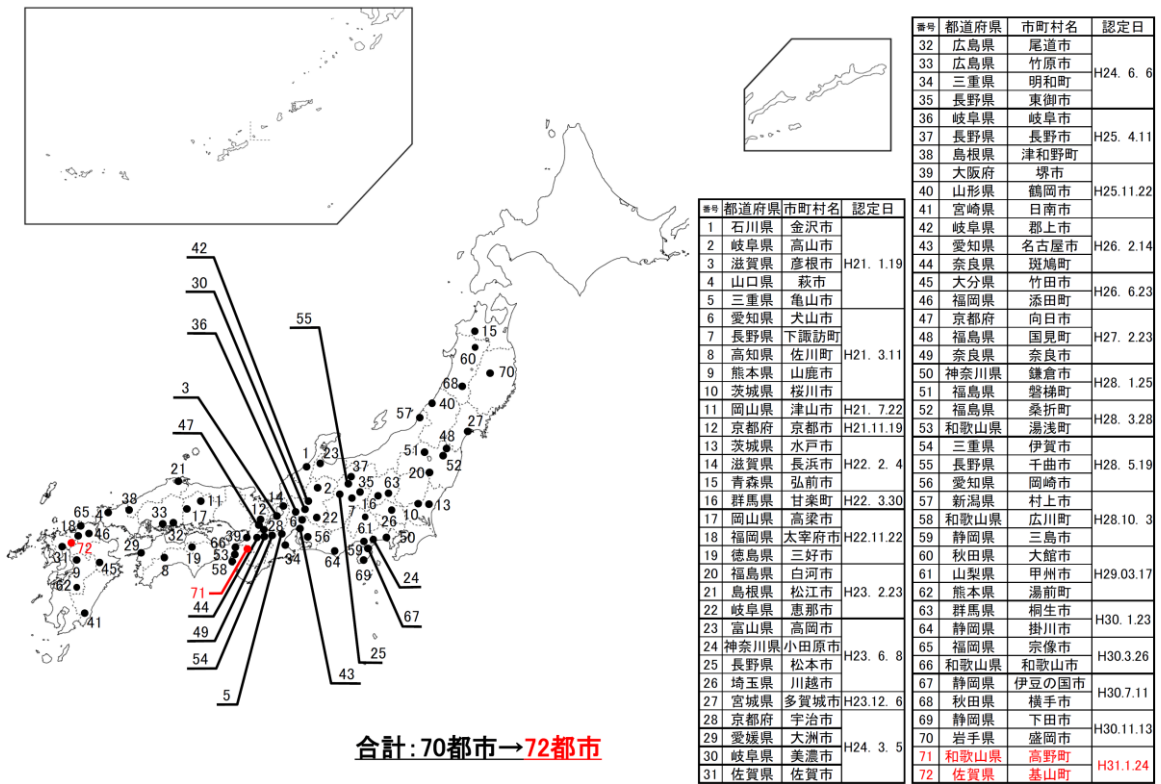


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○高野町 歴史的風致維持向上計画（和歌山県高野町 認定申請日 H30. 12. 14）

国宝「^{こんごうぶじ}金剛峯寺不動堂」や国指定史跡「^{こうや}高野参詣道」及びこれらの周辺地域と、空海の誕生を祝う「^{しゅうそごうたんえ}宗祖降誕会（青葉まつり）」、高野参詣者へのもてなしや道普請、高野山を鎮護する地主明神である高野明神を祭る「^{みょうじんじや}明神社秋季大祭」といった祭礼行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、^{きんりんとう}金輪塔等の歴史的建造物の保存修理、明神社秋季大祭のルートとなる道路の無電柱化、参詣道の修繕、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援等が位置づけられています。



【宗祖降誕会（青葉まつり）】

○基山町 歴史的風致維持向上計画（佐賀県基山町 認定申請日 H30. 12. 17）

国指定史跡「^{きいじょうあと}基肄城跡」及びその周辺地域と、基肄城に係る^{だいこうぜんじ}顕彰活動や大興善寺つつじまつり、^{みゆきまつり}農耕祭事である御神幸祭や霊場札所を巡るどろどろまいりといった伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、基肄城跡の顕彰に関わる建造物や大興善寺の保存修理、御神幸祭の催行ルートとなっている道路の美装化、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援に関する事業等が位置づけられています。



【大興善寺つつじまつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）



① 社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

② 社会資本整備総合交付金
(都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③ 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加

④ 歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

● コアとなる国指定文化財等
歴史的風致形成建造物

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

重点区域